

# 療育手帳に基づく知的障害の程度と日常生活レポーターとの関連

名川 勝

(筑波大学大学院人間総合科学研究科)

## <要 旨>

親あるいは職員を評価者とし、知的障害のある人11名の日常生活状況の評価を記入してもらうとともに、日常生活の具体的な活動について面接を行った。評価表の分析では療育手帳A1の判定を受けた群とA2～B1の群とに分けたが、必ずしも両者の間に著しい差異を見いだすことは出来なかった。また面接による具体的な聞き取りによれば、身辺処理等についてはいずれも一定の達成が見られるものの、嗜好の表出やいわゆるIADLに関わるレポーター、金銭管理などの面については療育手帳の障害判定に依らない多様性が示された。

これらのことから、療育手帳に基づく判定の程度と日常生活レポーターには必ずしも明確な関連は認めにくく、それらを具体的に把握することの必要性が指摘された。

最後に、成年後見制度における類型判断について言及し、機能的アプローチの必要性を論じた。

## <キーワード>

知的障害者、療育手帳、日常生活、成年後見

### 【はじめに】

#### 1. 問題と目的

最高裁判所事務総局の統計によれば、近年成年後見等開始の申立・認容の件数は少しずつ増えており、これには高齢者のみならず知的障害者も含まれる<sup>1, 2)</sup>。この多くは被後見人等(すなわち本人)にとって最も権利制約の大きい後見類型の審判であり、保佐、補助類型は少ない現状にある。しかし被後見人本人の知的能力や日常における判断や生活のレポーターを見ると、多様な能力の知的障害者が同一類型内に置かれていると主張する者もある。これは、場合によっては必要以上の権利制約を受けている者が居る可能性を示唆する。

また一部の家庭裁判所では、後見審判に際し

て重い知的障害が認められる場合には、精神鑑定の手続きを省略して成年後見類型の審判を行う例も見受けられるようになってきている<sup>3)</sup>。鑑定費用が非常に高い<sup>4)</sup>ことを考えるとその手続き省略には一定の意義が認められるものの、ではどの程度の知的障害程度まで鑑定省略の対象としうるのか、慎重な検討が必要とされる。

このような課題意識からすると、当然に後見審判の類型と日常生活レポーターの関連を検討することが求められるところであるが、現状では残念ながら、絶対数からもプライバシーの点からも各後見類型にある知的障害者もし

くはその親・支援者に協力を依頼することは困難であった。

本研究では、将来的には後見類型判断の妥当性を議論することを念頭に置きつつも、療育手帳に基づく知的障害の程度と日常生活レパートリーとの関連を検討することとしたい。すなわち、同一障害程度とされる知的障害者に見られる生活レパートリーの多様性を示すところまでを本研究の課題とするものである。

## 2. 療育手帳と障害程度の判定

なおここで、療育手帳の発行と障害程度区分について簡単に確認しておく。

知的障害者はその福祉サービスを定める知的障害者福祉法において定義が示されておらず、またその判定法も大枠では共通であるものの、細かい点では各都道府県毎に異なる（身体障害者、精神障害者はそれぞれ身体障害者福祉法ならびに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にその定義が記載され、また全国的な判定の仕組みがある）。多くの自治体では「療育手帳」の発行を通じて障害程度の判定を行うと共にサービス提供対象であることを示しているが、この名称も地域によって異なり、例えば東京都・横浜市は同じ目的で発行される手帳を「愛の手帳」、埼玉県は「みどりの手帳」と呼んでいる。本稿では便宜上、これらを一括して療育手帳と称している。

療育手帳における程度区分は、当初A（重度の場合）、B（その他の場合）の2区分であったが、その後、A1、A2、B1、B2のように各々が2分割された。更に各自治体によってはAよりさらに重い、最重度の区分として①

（場合によっては①1、①2）を加えているところもあれば、あるいはBより更に軽度の区分としてCを置いているところもある。

判定業務は児童相談所もしくは知的障害者更生相談所が行う。判定は医学的所見、知能検査、社会生活能力、日常生活の状況、などを総合的に考慮して定められる。用いる知能検査バッテリー、発達障害の勘案など、それぞれの自治体による。よってある県でA1判定であった者が他の県へ引っ越しをしたところA2～B1に変わった、のような戸惑いもときには聞かれるところである。

## 3. 日常生活状況の評価表

本稿では、判定業務に於いて用いられるもののうち日常生活の状況を調べる評価表を取り上げ、対象とする知的障害者の日常生活レパートリーを把握する資料のひとつとしている。この評価表は各地の知的障害者更生相談所で用いられている標準的なもので、各都道府県で独自の修正を加えつつ使われている。今回は東北地方D県で使われている表を下敷きにした。この評価表は5つの領域と26の下位領域から構成されている。評価表の領域・下位領域の構成を以下に示す。また表の全体については本稿末尾に資料として示す。

---

身辺自立…食事、排泄、着脱、入浴など、身だしなみ（2）の6下位領域

移動…身体移動、交通移動（2）の3項目  
意志交換…了解（2）、表現（2）、対人関係（2）の6下位領域

生活文化…文字、時間・時事、数・買い物（2）、

## 健康管理の5下位領域

家事・職業…手先・体力・持続力・身のこなし

(2)、家事等(2)、就労(2)

## の6下位領域

それぞれの下位領域は4つの項目を持っており、最重度、重度、中度、軽度にほぼ相当するように組まれている(従って $26 \times 4 = 104$ 項目)。回答者は各下位領域(身辺自立領域の「食事」など)について、当てはまる項目をチェックすることとされている。本評価表を実施することによって、日常生活状況に関する評価点合計を算出するようになっている。ただし本稿ではこれを利用して被評価者の日常生活レポートを概観したものであり、必ずしもすべての評価手順に準じたわけではない。

### 【方法】

#### 1. 対象

対象は関東地方E県で療育手帳判定を受けた知的障害のある成人の親9名ならびに通所作業所職員1名である。親は各1名について評価したが、職員は2名を評価しているため、知的障害者本人は11名が評価されている。先に示したように療育手帳の判定基準は全国的にある程度平準化されているものの、各都道府県によって異なる部分があるため、今回はE県のみとした。E県では最重度をⒶ1～Ⓐ2、重度をA1～A2としている(B1は中等度、B2は軽度にほぼ相当)。評価対象となった知的障害者本人の療育手帳判定はA1が6名、A2が1名、B1が4名であった。なおE県では最重度者は鑑定省略による後見審判を受ける場

合がある。これまでの例から類推すると、A1判定の者も多くは後見類型に審判される可能性があると思われる。

#### 2. 手続き

対象者(親)は、【はじめに】の3に示した日常生活状況の評価表により、本人の日常生活の概要をチェックした。その後、面接者からの面接を受けた。内容は評価表に基づく日常生活、就労、買い物、金銭管理の具体的な様子ならびに選挙行動などで構成され、40分程度を要した。評価表は手順に従って評価点換算された。

### 【結果と考察】

#### 1. 評価表による検討

知的障害のある本人a～kについて、その親ないしは職員が「日常生活の状況」を行った結果を要約して表1、表2に示す。表1はA1判定を受けた人の日常生活状況評価であり、表2はA2ならびにB1判定を受けた人の評価である。表内の( )で示された分数は通過率を表し、例えば身辺自立領域における(4/6)とは、6下位領域中4下位領域以上が重度相当の項目にチェックされていれば、身辺自立領域を重度相当もしくはそれ以上と見なすものである。なお、表1、表2では、手順に従って最重度=1、重度=2、中度=3、軽度=4として評価結果を記載している。

評価結果の1～4は順序尺度に属するものと考えられるところから、各領域について中央値を、また参考として平均値を表の右に示した(平均値は小数点第2位を四捨五入)。ここでは中央値等代表値は、両表のおおまかな比較に用いられる。すなわち、表1と表2では、身辺

表1 日常生活状況評価の結果 (A1判定)

	a	b	c	d	e	f	Mean	Median
身辺自立(4/6)	2	4	3	2	3	4	3.0	3.0
移動(2/3)	2	2	4	3	3	3	2.8	3.0
意志交換(3/6)	2	3	2	2	3	3	2.5	2.5
生活文化(3/5)	2	2	3	2	2	2	2.2	2.0
家事・職業(4/6)	3	2	3	2	2	3	2.5	2.5

(最重度=1、重度=2、中度=3、軽度=4)

(a~fはA1判定)

表2 日常生活状況評価の結果 (A2~B1判定)

	g	h	i	j	k	Mean	Median
身辺自立(4/6)	2	3	2	4	4	3.0	3.0
移動(2/3)	4	3	3	4	4	3.6	4.0
意志交換(3/6)	3	2	3	3	3	2.8	3.0
生活文化(3/5)	3	2	2	3	3	2.6	3.0
家事・職業(4/6)	2	3	3	2	4	2.8	3.0

(最重度=1、重度=2、中度=3、軽度=4)

(gはA2判定、h~kはB1判定)

自立の領域で等しいが、他の領域（移動、意志交換、生活文化、家事・職業）ではいずれも表2が表1を上回っている。ここで中央値検定を両表に対して行くと、いずれの領域に於いても有意な差は認められなかった。すなわち両表の評価結果には必ずしも差がないということになる。もともと障害程度判定の間には或る程度の相互重複は予想できたところであるが、場合によってはかなりの重複があるのではないかと推測される。ただし中央値検定の検出力はあまり高くなく（データの情報量をあまり救え

ず）サンプル数も少なかったことから、結果の判断には十分慎重であるべきだろう。むしろ本稿の関心は、このような状況を確認したうえで、個別の生活状況がどのようなものであるかを理解することにある。

個別に見ていくと、まず身辺自立では被評価者b、fはA1判定であっても高い身辺自立を示しているいっぽうで、表2におけるg、iは高くない自立度である。それから意志交換、生活文化、家事・職業の領域はとりわけ日常生活を展開する際に重要な領域であると思われる

が、これらの領域はいずれの表においても2～3の評価点内に収まっていた。このことは、評価点からだけでは被評価者個々人の能力とそれによってもたらされる生活の状況を具体的には把握するのが困難であることを意味すると考えられる。

## 2. 面接に基づく検討

次に面接から得られた日常生活の行動レパートリーについて、すべてを掲載できないため、その一部を示す。

被評価者 a (A1) は知的障害とともに自閉症を併せ持つ。着替え、食事、入浴等、身辺自立は或る程度達成している。定期券を使って電車等による通勤を行う。言語的には二語文レベルであり、レストランでは写真を見て自分の欲しいメニューを示す。自動販売機で飲料を購入することは出来るが、あまり自分からは求めない。選挙は毎回行っており、親がポスター、選挙公報により説明し、候補者を選ぶ。事前に候補者名を練習し、投票に臨む。投票に対する満足感などは外見から観察し難い。

被評価者 b (A1) は着脱衣、食事、入浴など身辺自立しており、朝は独力でパンを焼き、目玉焼き他を作っている。洗濯を干す、たたむなども可能。小遣いは以前は持っており、自分で嗜好品、雑誌、CD等購入していた（現在は工賃削減）。硬貨による少額の買い物は可能だが、紙幣の区別は付かない。投票はほぼ欠かさず行っており、選挙ポスターに関心を示し、候補者を選ぶ。名前の書き方を練習したうえで投票を行っている。自分の選んだ候補の結果についても関心がある。

被評価者 c (A1) は知的障害とともに自閉

症を併せ持つ。身辺自立はほぼ出来るが、調理は出来ない。定期による通勤を行う。小遣いをもらっており、これにより定期的に近所で少額の嗜好品を購入する。高額商品や契約に関する認識は希薄で、訪問者の求めに応じて押印したこともあった。選挙はほぼ行うものの、候補者選定は親の示唆に依るところが大きい。

被評価者 d (A1) は難聴を併せ持っている。コミュニケーションの意欲は認められるものの、他者との適切な意思疎通には困難を来す。服は自分で着脱可能だが、選択は親に依存している。食事についても、出されたものを食べる。入浴は独力でするものの洗身が不十分で親に洗い直してもらうことがある。少額の買い物は可能だが、所持金に見合わない高額なものを持つてくることもある。選挙については、候補者の少ない地方選挙のみ、親の支援を受けながら行うことがある。

被評価者 h (B1) は自閉症で、朝、自発的（時に起こされる）に起きた後はあまり親の支援無しで準備する。衣服が季節にあっているかどうかなど親に尋ねて着る場合もある。自分の好きなことやよく知っている場所での店員とのやりとりや、レストランでのメニュー選択などは可能だが、「お持ち帰りは？」など不規則な会話は対応しない。値段に応じたお金を出せるが、金銭の管理には関心がないように見える。選挙は行けば出来るのではないかと思うが、聞いても関心が無いので行っていない。

被評価者 i (B1) は、自分で起きて身の回りのことを行うが、環境の変化には対応できない。外食で自分から注文することはない。小遣いを渡すとすぐに使ってしまうのであまり高額は渡せない。しかしもっと欲しいと要求する

ことない。細かい計算は出来ない。選挙には関心があり、ポスターや選挙演説に感想を述べることもある。自分で候補者を決めて投票する。

これらの日常的な活動レパートリーを概観し分析するにはまだ検討が十分ではないのだが、今のところ言い得ることを幾つか述べる。

まずいずれの被評価者も身辺処理については一定の範囲内で対応しているものの、嗜好の表出やいわゆる IADL に関わるレパートリーにはかなりの開きがあるように思える。また消費活動についてはその自立性からみると多様であり、また自分で好きなものを買える人から、支援を多く必要とする人までが見受けられた。B1 判定の人であって金銭処理が可能でも、それが必ずしも適切な小遣いの使用にまでは至っていない。

選挙についても、候補者に関心を示し積極的に行う者から、候補者選択に親の示唆を必要とする者までがいた。A1 判定の場合、候補者決定についても支援を受けて投票する人もいるいっぽうで、どのようなかたちであれ自分で候補者を選びその結果に関心を寄せる人もいることは興味深い。

消費活動・金銭管理については後見類型判断に大きな影響を及ぼすところだが、嗜好性の明示や所持金の管理などでは幅がある。類型判断を慎重に行うためには、何を以て日常生活上の消費活動とするのかなどを明らかにした上で検討していくことが必要ではないか。また選挙権行使については、日本弁護士連合会提言において権利としての選挙権を後見類型にも保障すべきとの主張があるが<sup>5)</sup>、実際には権利上

の保障とは別に運用上の整備が求められ、またそうすることで初めて意義のある主張となるのではないかと思われる。

### 3. 成年後見制度における判断能力

このように本稿における検討を通じて、知的障害のある人が示す能力といっても、療育手帳交付において判定された障害程度からだけでは十分に把握することが出来ない点が少なからず指摘できたのではないかと考える。これは成年後見制度における類型判断手続きについても同様のことが言えるのであり、また療育手帳の判定結果を単純に類型判断に反映させることの限界も示しているものと思われる。

成年後見にかかる判断能力あるいは金銭管理・消費能力などの諸能力判断については現行で採用されているような簡便な方法と基準では十分ではないことが指摘されている。例えば水野<sup>6)</sup>は金銭管理能力の判断等にしても、具体的な場面に沿って能力を検討すると、認知症の人であっても、知能検査結果と生活や金銭管理能力等の判断能力とは別であることを示している。本稿はこの主張の方向に準じて知的障害者における療育手帳の判定からみた課題を提出しようと試みたものであった。

現行の成年後見制度の運用に於いては、被後見人等（成年被後見人、被保佐人、被補助人を総じてこのように称する）となるべき者の判断には、医師（必ずしもかかりつけでなくともよく、精神科医でなくとも差し支えない）による鑑定書に基づき、これに調査官が諸情報を収集したうえで裁判官が総合的に判断することとなっている。しかし最高裁判所事務総局家庭局による「鑑定書・診断書作成の手引き」の提供

する書式では、いわゆる事理弁識能力が財産管理ならびに日常生活上の金銭管理に関する能力として規定されているのみである<sup>7)</sup>。平成12年度より施行された新しい民法による成年後見制度では、被後見人等である本人の生活・身上に関わることについても尊重し、本人の自己決定と生活の質を高めるべく定められたものであるとされるが、少なくとも鑑定の基本的な方針を見る限りでは、未だに旧禁治産制度の精神を残す、財産管理を中心とするものであることが理解できるだろう。

欧米の成年後見に関する法律システムにおいては、日本のような比較的単純な(包括的な)能力論<sup>8)</sup>による判断手続きではなく、個別領域ごとに能力を考えていく機能的アプローチによる能力判断を行っている<sup>9)</sup>。我が国でもこのような手続きが取られることは、今後の知的障害のある人の生活を考慮した成年後見の制度運用を進めるうえで必須であると考えられる。

#### 註

- 1) これらの統計については次のURLを参照。「成年後見関係事件の概況」<http://www.courts.go.jp/about/siryu/saiban/sonota/kouken.html>
- 2) これらの統計が、高齢者と知的障害者・精神障害者等を分けているわけではない。しかし年齢等の分布からそのように考えて差し支えないと思われる。
- 3) 例えば千葉家庭裁判所では、千葉県の療育手帳で最重度類型である(A)の判定を受けている者について、精神鑑定を省略することがある。他地域の家庭裁判所でも同様の方針をとるところがある。

4) 現在はそれまでの費用からかなり下がったとされるが、それでも数万円～10万円程度がかかる場合もあると言われている。

5) 2005年5月6日付「成年後見制度に関する改善提言」日本弁護士連合会提言。

6) 水野裕：意思能力の評価をどう考えるか—三類型と意思能力との関係—。実践成年後見，12，28-38，2005。

7) 鑑定書の手引きにおいては、鑑定書式として①自己の財産を管理・処分することが出来ない(後見相当)、②自己の財産を管理・処分するには、つねに援助が必要である(保佐相当)、③自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある(補助相当)、④自己の財産を単独で管理・処分することができる、の4通りで報告することが期待されている。新井誠・西山詮：成年後見と意思能力。日本評論社，2002。

8) 新井・西山、前掲書

9) 機能的アプローチの採用については以下にも紹介されている。英国医師協会著、新井誠監訳、日本社会福祉士会編訳：イギリス成年後見ハンドブック 能力判定の手引き。勁草書房，2005。

ジムニー、グロスバーグ著、新井誠監訳、日本社会福祉士会編訳：アメリカ成年後見ハンドブック。勁草書房，2002。

菅富美枝：英国・新成年後見制度の一考察—わが国における任意後見活性化の手がかりとして—。実践成年後見，18，84-92，2006。

日常生活の状況調

当てはまる項目の口にレの印を付けて下さい。

		最重度(評価点①)	重度(評価点②)	中度(評価点③)	軽度(評価点④)	自由記載欄(左の項目について、もう少し詳しく伝えたいことや、付け足したいことがあればお書きください)
身辺自立  (通過率) 4/6	食事	スプーンが使える。コップを持って飲める。	箸を使って大体こぼさず食べる。	外食時に、自分で注文をすることができる。	ひとりで外食ができる。	
	排泄	大小便を伝えられる。	ひとりでトイレに行き排泄する。(ふきとりは不十分で可)	排泄のふきとりがきれいになる。	トイレトペーパーがなくなれば取り替える。	
	着脱	ボタンのない簡単な服の着脱ができる。	Tシャツの前後表裏を間違えずに着る。	その日の服を自分で選んで着る。	気候、目的、場所に応じて衣服を選ぶ。	
	入浴など	言われれば、手を洗う。	体の手の届くところを洗う。	ひとりで背中を洗ったり、シャンプーする。	必要に応じて、自分から手洗いや入浴をする。	
	身だしなみ	言われれば、顔を洗う。 言われれば、はなやヨダレをふく。	人に言われなくても、歯磨きが習慣化。(雑でもよい) 髪をとく。ブラシをかける。	服をきちんと着る。えりやすそを整える。 爪がのびたら切る。	衣服をタンスやクローゼットに整理する。 髪が伸びてきたら、自分からカットに行く。	
移動  (通過率) 2/3	身体移動	平らな場所なら、数メートル(10歩程度)歩く。	交互に足を出して、階段を昇り降りする。	安全に気をつけて、自転車に乗る	エスカレーターやエレベーターを、ひとりで利用できる。	
	交通移動	付き添いがあれば、道路に飛び出さない。 付き添いがあれば、静かに電車やバスに乗っている。	車や自転車に気をつけ、ひとりで家の近くを歩く。 信号を見て、正しく渡る。	通勤や通所など、決まったところであればバスや電車をひとりで利用。 乗換えがなければ、何回か練習をすれば、乗り物を利用してひとりで目的地に行く。	乗換えがあっても、何回か練習をすれば、乗り物を利用してひとりで目的地に行く。 初めての場所でも、地図を見たり人に尋ねたりして、ひとりで行くことができる。	
意志交換  (通過率) 3/6	了解	「だめ」「やめなさい」等の禁止の指示がわかる。 簡単な指示を理解して行動する。「ごはんよ」、「新聞をとってちょうだい」等。	一度に二つの指示を出しても、その指示を理解して2つ続けて行動可。「窓を開けて、電気をつけて。」等 ストーリーのあるTV番組(ドラマやマンガなど)に関心を示して見る。	「入口」「出口」「受付」「レジ」「危険」などの標示が分かる。 家庭での日常会話程度であれば話されている意味や内容がほとんど分かる。	たとえ話や物語を聞いて、その意味や内容がほとんどわかる。 市役所などから来る「お知らせの手紙」(面接や相談等)を読んでその内容がわかる。	
	表現	要求を身振りや手振りで伝える。 単語や二語文で、要求や意思を伝える。(「お茶」「外、行く」等)	助詞を入れた文章で話せる。「お父さんは会社に行った」等 うまく言えなくても、見聞きしたことを話す。	電話で簡単な応対をし、その内容を後で伝える。(伝言) 目上の人などに、ていねいに話そうとする。「です」「ます」を使って話す。	今までの学校や仕事の経験、人にわかるように話す。 メールやFAXを使う。	
	対人関係	家族や親しい人を、他の人と区別できる。 強く誘われれば、集団の活動や行事に参加する。(その場にいるだけでもよい)	先生や職場の上司など、支援してくれる人の指示に従う。 感情を込めたあいさつが可。「おはよう」「こんにちは」「ありがとう」「さようなら」等。	仲のよい友人がいる。 仲間が困っている時や、仲間から求められた時に、仲間と協力できる。	知人(友人など)の家をひとりでたずねる。 映画や買物などに友人を誘って行く。	
生活文化  (通過率) 3/5	文字	自分の名前が書かれたロッカー等がわかる。	自分の名まえを書く。	ひらがなの文の読み書きができる。	自分の気持ちを簡単な文や手紙に書く。	
	時間・時事	1日のリズム(日課の流れ)がだいたいわかる。	日時や時間がわかる(カレンダーや時計を理解する)。	出かける時間に間に合うように準備する。	新聞の大きなニュースの記事を読んで、内容がわかる(TV欄、スポーツ欄を除く)。	
	数・買物	「一つちょうだい」と言われ、一つ渡せる。 付き添いがあれば、店で欲しい物をカゴに入れる。	自動販売機を使って、好きな飲み物を買う。 千円札などの大きなお金を払い、釣りを受け取る。	繰り上がりの足し算・引き算ができる(5+8等)。 値段に応じて小銭がだせる(476円等)。	目的の物を買うために、こづかいを貯める。 給料や年金等の生活費を自分で管理している。または、銀行や郵便局で出入れをする。	
	健康管理	体調が悪い時には、横になったり静かにしたりする。	体調の悪い時や、どこかが痛む時に、自分から訴える。(歯痛や腹痛など)	少しのケガを自分で手当する(バンドエイドなど)。	具合の悪い時は、自分で判断して医者に行き、症状を伝え説明を大理解する。(単独通院)	
家事・職業  (通過率) 4/6	①手先・体力・持続力・身のこなし	指先で物をつまむ(小さなボタンを持ち上げる等)。 取っ手を回してドアを開けることができる。	バナナやみかんの皮をむく。 2時間ぐらい作業に取り組む。	ぞうきんやタオルをねじってかたくしぼる。 10kgぐらいの物(米袋等)を持ち運びする。	細かい操作(ボタン付け、ドライバーを使う等)ができる。 朝から夕方まで、一日中続く仕事に従事する。(8時間労働)	
	②家事等	用事を言われたら手伝ってくれる。 ふきんを渡すと、ふこうとする。	茶碗や箸などを、運んで食卓に置く。 使ったものを元の場所に戻す。	目玉焼きなどの簡単な料理を作る。 部屋の掃除をきれいに行うことができる。または、食器をきれいに洗うことができる。	普段着のせんたくをしている。 普段食べる料理を作る(野菜や魚の煮物等)。	
	③就労	作業所や仕事に通っている。 作業中、いすに座ってられる。(作業は×でも可)	パターンの決まった簡単な仕事(缶つぶし、タオタオル折り、箱づくり等)に取り組む。 言われれば、作業の準備や後片付けをする。	毎日、決まった時間、仕事を続ける意欲がある。 月2~3万円の賃金を得ている。	最低賃金(月給8~9万円/時給700~800円)を上回る給料を得ている。 熟練を要する作業(機械の操作等)に従事している。または一つの会社に10年以上勤めている。	
評価点合計		~29	30~42	43~57	58~68	